

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和元年11月15日 22時28分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市沙美漁港南南西方沖 沙美漁港防波堤灯台から真方位201° 1.6海里（M）付近 （概位 北緯34° 28.6′ 東経133° 37.7′）
事故の概要	引船太輝丸は、東北東進中、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和元年12月4日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	引船 太輝丸、19トン 273-13646岡山、株式会社ナビレックス（船舶所有者）、 株式会社 NAVTEC（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網等に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、約9ノットの対地速力で自動操舵により東北東進中、操舵室で立って操船に当たっていた船長が、船首方約50mに灯光を認め、同灯光をのり養殖施設（以下「本件施設」という。）北西端の標識灯の灯光と思い、左舵を取って同灯光を避け、倉敷市玉島港に入港した。</p> <p>船長は、翌日、海上保安庁から連絡を受け、本船が本件施設に進入したこと、及び避けた灯光が本件施設北西端より東側の標識灯のものであったことを知った。</p> <p>船長は、本件施設の約1.5M手前に設置されたかき筏を左舷方に見た頃から記憶が断片的であったので、その頃から断続的な居眠りに陥っていたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、風邪を引いて薬を服用し、操船中も眠気を感じていたが、もうすぐ玉島港に入港するので我慢できると思い、居眠り防止策をとっていなかった。</p>
分析	本船は、東北東進中、単独で操船に当たっていた船長が、断続的な居眠りに陥って本件施設に進入したことから、本件施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、東北東進中、単独で操船に当たっていた

	<p>船長が、断続的な居眠りに陥って本件施設に進入したため、発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・当直者は、眠気を感じた際、手動操舵に切り替えたり、身体を動かしたり、外気に当たったりするなど、居眠りを防止するための措置をとること。・当直者は、体調不良や薬の服用時においては、居眠り運航に陥る危険性を考慮し、無理をせず、他の乗組員に当直を替わってもらうことが望ましい。